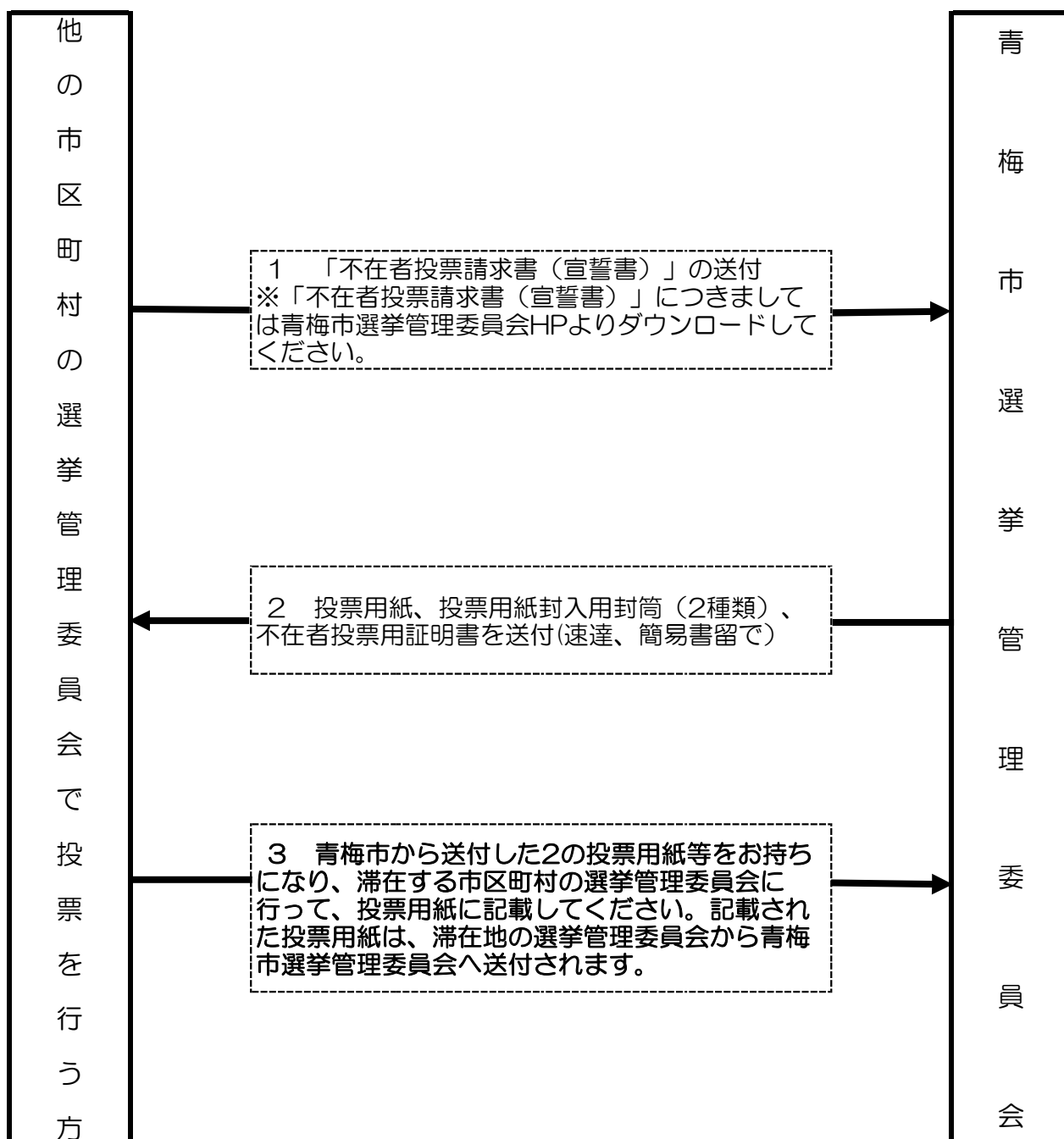


不在者投票制度

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。



他市区町村の滞在地での不在者投票場所・期間・時間について

選挙人名簿登録地以外で選挙人が所在し又は居住する場所の市区町村の選挙管理委員会で投票します。投票時間は当該選挙管理委員会の執務時間中となっていますので、日時についての詳細は投票に行く選挙管理委員会事務局にお問い合わせ下さい。

青梅市選挙管理委員会事務局 電話番号0428-22-1111内線2601 FAX番号0428-21-2458

※不在者投票ができる期間は、公示日(告示日)の翌日から選挙期日の前日までです。

※ご自宅等にてプリントアウトできる環境がない方につきましては、青梅市選挙管理委員会事務局にご連絡ください。